



ドイツにおける電気系特許訴訟 EU 商標法・意匠法の改革

本セミナーでは、欧州の第一線でご活躍されているNoerr LLPのRalph Nack弁護士およびTobias Dolde弁護士をお招きし、2018年12月20日にミュンヘン地裁が下したアップルv.クアルコム事件判決、EU商標法の改正・EU意匠法の改正案についてご講演いただきます。両弁護士の豊富な実務経験に裏付けられた的確なアドバイスを、本セミナーにて提供いたします。

■ トピック

□ ドイツにおける電気系特許訴訟

アップル v. クアルコム事件判決

半導体特許訴訟における侵害立証と立証責任

FRAND: ドイツ式アプローチ v. イギリス式アプローチ

□ EU 商標法・意匠法の改革

スピーカー：Dr. Ralph Nack 弁護士（Noerr LLP パートナー）（German Attorney-at-Law）

スピーカー：Dr. Tobias Dolde 弁護士（Noerr LLP パートナー）（German Attorney-at-Law）

司会 阿部 隆徳（阿部国際総合法律事務所 所長弁護士 ニューヨーク州弁護士）

日程 & 会場

日時：2019年2月4日（月） 10:30～12:00

会場：大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル（阿部国際総合法律事務所内）

会費：無料

定員：15名（定員となり次第、締め切らせていただきます）

※会場キャパシティを考慮し、1社につき2名様までとさせていただきます。

セミナーへの登録方法

セミナー参加のご登録は、以下必要事項を1月31日（木）までに、下記メールアドレスにお送りください。

必要事項：会社名、部署・役職、お名前、住所、電話番号、メールアドレス

Email: abe@abe-law.com

セミナーに関するお問い合わせ：06-6949-1496（阿部 隆徳（アベ タカリ）宛）

※ 欠席される場合は、必ずその旨をEメール（abe@abe-law.com）又は電話（06-6949-1496）でお申し出をお願いいたします。なお、代理の方の出席は可能です。ご不明な点はお問い合わせ下さい。